

第1号 平成18年2月28日(火曜日)

衆議院 予算委員会第1分科会

滝分科員 時間が余りございませんので、最後に、先ほど西村委員が言っておられた例の保険業法の一部改正です。

これについて、与謝野大臣もかなり十分検討するような意向を秘めた御趣旨の発言をされておりますけれども、私は、どうしても無理であれば、どうやって移行させるのかと。これは大臣がおっしゃったとおりでございます、どうやって移行させるのかと。

あるいは、例えば医師会の有志が、あるいは歯科医師会の有志がやっているような休業補償の問題に当たって、生命保険とか損害保険会社がそれに対応するようなものを簡単に提供できるような商品が出てくれば別に問題はないと思うんですけれども、そういうものがどうやっていけるのかということを真剣にお考えいただかないと、これは大変、せっかくいろいろ知恵を絞って今日まで来た、そういういわば補償措置が消えてなくなる、こういうゆゆしき問題でございますので、これはどうやって存続させるのか、あるいはどうやって一般の保険会社の商品に移行させるのか、そういうことを十分にお考えをいただきたいというふうに思います。